

(趣旨)

第1条 住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的等)

第2条 この補助金は、二酸化炭素の排出削減を推進するため、市内住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備又は自家消費型太陽光発電設備(以下「太陽光発電設備等」という。)を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 「FIT又はFIP」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度(固定価格買取制度)又はFIP制度(Feed in Premium)をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内で自ら居住する住宅の敷地内に、エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する者であること。
- (2) 申請者及び当該住宅に同居する世帯全員が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団(勝山市暴力団排除条例(平成23年勝山市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に掲げる要件を満たし、太陽光発電設備及び蓄電池設備を両方導入する事業又は太陽光発電設備(以下「補助対象設備」という。)を導入する事業であって、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2のとおりとする。

(補助額)

第7条 補助金の額は、下表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助額	上限	備考
太陽光発電設備の導入に係る経費	(1) 太陽光発電設備及び蓄電池設備を両方導入する場合は7万円／kW	5kW	太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値(小数点以下切捨て)に乗じて算出。1kW当たりの太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き)が(1)7万円未満又は、(2)5万円未満の場合は、1kW当たりその額(千円未満切捨て)。
	(2) 太陽光発電設備を導入する場合は5万円／kW	5kW	
蓄電池設備導入に係る経費	蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の1／3の額(千円未満切捨て)	5kWhかつ25万5千円	20kWh未満のものに限る。算定する際は、蓄電容量のkWh単位で小数第2位以下を切り捨てた値を用いて算出すること。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象者は、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業工程表(様式第3号)

- (3) 補助対象経費算定根拠(様式第4号)
- (4) 補助要件チェックシート(様式第5号)
- (5) 設置する建物又は土地の全部事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請については、1戸につき1回限りとする。
(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

2 補助金を交付しないときは、書面により不交付を通知するものとする。
(事業の実施)

第10条 補助対象者は、前条による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始し、その年度の1月31日までに事業を完了しなければならない。

2 前項に定める期間内に事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
(変更等の承認)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金変更承認申請書(様式第7号。以下「変更承認申請書」という。)
- (2) 事業を廃止又は中止しようとするとき 住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業廃止(中止)承認申請書(様式第8号。以下「廃止(中止)承認申請書」という。)

2 市長は、前項の規定により提出された変更承認申請書又は廃止(中止)承認申請書を審査し、補助金の交付の内容の変更又は廃止若しくは中止を決定し、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金変更(廃止・中止)交付決定通知書(様式第9号)を、当該申請者に通知する。

3 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。
(実績報告)

第12条 補助対象者は、事業が完了したときは、完了日から起算して1か月以内又は事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日まで、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金完了実績報告書(様式第10号)及び住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付請求書(様式第11号)に次掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第12号)
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 契約書の写し
- (4) 補助要件チェックシート(様式第5号)
- (5) 補助金の振込みを希望する金融機関の通帳の写し(申請者名義のもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条による交付決定(第11条第2項による変更又は廃止若しくは中止の決定を含む。)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請及び事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 事業の実施に関する市長の指示を受け、その指示に従わないとき。
- (3) 補助金交付決定年度の1月31日までに事業の完了が見込めないとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件、本要綱又は法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付があった後についても適用するものとする。
(補助金の返還)

- 第14条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。
(状況報告及び調査)
- 第15条 補助対象者は、市長が補助金の交付業務を適正かつ円滑に遂行するために、必要に応じて報告を求めたとき又は利用状況調査及び現地調査を実施するときは、遅滞なくこれに応じなければならない。この場合において、補助事業完了後も、市長の求めに応じて事後状況について報告しなければならない。
- 2 補助対象者は、補助対象設備により発電した発電電力量、その消費量及び自家消費割合について、補助事業が完了した年度の翌年度において、事業実施結果として、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金利用実績報告書(様式第13号。以下「利用実績報告書」という。)により報告しなければならない。この場合において、当該補助金の申請をもって、利用実績報告書に記載の情報の一部について、県及び市が広報に利用することを承諾したものとみなす。
(財産管理)
- 第16条 補助対象者は、補助対象設備について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金設備毀損(滅失)届出書(様式第14号)により市長に届け出なければならない。
(財産処分の制限)
- 第17条 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内(以下「処分制限期間」という。)において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の規定により承認申請するときは、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金取得財産等処分承認申請書(様式第15号。以下「承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で処分の適否を決定し、補助対象者にその旨を通知するものとする。
- 4 補助対象者は、前項の規定による財産処分の承認を受けて財産処分を行ったときは、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金取得財産処分報告書(様式第16号。以下「財産処分報告書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による財産処分報告書の提出があったときは、必要に応じて補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 6 補助対象者は、市長から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求されたときは、その請求に応じて返還しなければならない。
(帳簿の整備等)
- 第18条 補助対象者は、事業に係る収支を明らかにした帳簿を設けるとともに、その証拠書類となる書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間事業の関係書類を保存しなければならない。ただし、取得財産等については、前条第1項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。
(表示)
- 第19条 補助対象者は、事業により取得した機械等の見やすい場所に事業名を表示しなければならない。
(その他)
- 第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 別表第1(第5条関係)

項目	要件
事業全般	(1) 二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 (2) 補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業であること。

	(3) 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 (4) 補助事業者は、補助事業の実施により導入した補助対象設備により発電した発電電力量及びその消費量、自家消費割合について、補助事業が完了した年度の翌年度、事業実施結果として、利用実績報告書(様式第13号)により報告すること。なお、報告に際しては、毎月の発電量、消費量、充放電量がわかる写真(メーター等)を添付すること。 (5) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (6) FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。 (7) 電気事業法(昭和39年法律第107号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 (8) 需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電して消費する電力量を、補助対象設備で発電する電力量の30%以上とすること。 (9) 補助事業以外の、国又は地方自治体等から他の補助等を受けて事業を実施していないこと。 (10) 自らが居住する住宅に補助対象設備を設置する事業であること。 (11) 再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次に掲げるア～シについて遵守すること。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 ウ 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。 エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵堀を設置するとともに、柵堀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日及び本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。(ただし、柵堀等の設置が困難な場合や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には、柵堀等の設置を省略することができる。) カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ケ 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。 コ 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 サ 交付対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。 シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険、地震保険及び第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
太陽光発電設備	(1) 商用化されており、導入実績があるものであること。 (2) 未使用品であること。(中古品は補助対象外) (3) 固定方法は、「JIS C 8955:2017太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」など、一定の基準(固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重等)を満たすものであること。なお、屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、積雪を考慮した上で、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。
蓄電池設備	(1) 上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。 (2) 商用化されており、導入実績があるものであること。 (3) 未使用品であること。(中古品は補助対象外) (4) 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 (5) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (6) 定置用であること。 (7) 12万5千円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムとなるよう努めること。 (8) ア～カの全てを満たすこと。 ア 蓄電池パッケージ 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

イ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次に掲げるものをいう。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードを持ち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間において、適正な管理及び運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

JIS C8715—2又はIEC62619の規格を満足すること。

エ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412—1又はJIS C 4412—2(※)の規格も可とする。

※JIS C4412—2における要求事項の解釈等は、「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関(※)の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関で、かつ、IECEE—CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

カ 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が、10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は、含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は、無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは、対象外とする。

別表第2(第6条関係)

区分	費目	細分	内容
----	----	----	----

工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 (1) 特許権使用料(契約に基づき使用する、特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) (2) 水道、光熱及び電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) (3) 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。)) (4) 負担金(事業を行うために必要な契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 (1) 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去、仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理及び安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他要する費用をいう
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいう。
	付帯工事費		交付要件に定める柵塀(柵塀の購入費を含む。)に係る工事費をいう。ただし、本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。